

No.	4	
原告(団)	元の生活を返せ・原発被害者いわき訴訟原告団	
代表者	伊東 達也	
原告数合計)	667世帯1577名	
原告の属性	自主避難等対象区域(いわき市)の滞在者	
訴訟名	元の生活を返せ・原発被害者いわき訴訟(略称:いわき市民訴訟)	
提訴日	第1次 平成25年3月11日 第2次 平成25年11月26日 第3次 平成26年12月17日	
原告数	第1次 336世帯822名 第2次 264世帯574名(うち16世帯は1次と重複) 第3次 83世帯181名	
裁判所	福島地方裁判所いわき支部 ※避難者訴訟とは併合しない	
被告	国・東電	
弁護団	福島原発被害弁護団(通称:浜通り弁護団)	
弁護団HP	<a href="http://www.kanzen-baisho.com/">http://www.kanzen-baisho.com/</a>	
主な請求の内容	現状回復	-
	慰謝料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわき市全域の空間線量率が<math>0.04\mu\text{Sv/h}</math>となる原状回復措置及び福島第一原発の廃炉完了、まで月3万円(18歳未満月8万円)</li> <li>・事故後に懐胎・誕生した子供を除き25万円(事故当時妊婦であれば+25万円)を支払え</li> </ul>
	実損害	弁護士費用のみ

※福島県内の地域は便宜上、原子力損害賠償紛争審議会の中間指針追補における「避難支持等対策区域」「自主的避難等対象区域」の定義に従い分類しています。